

議案第 7 2 号

南丹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正
について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 2 4 日提出

南丹市長 西村 好高

南丹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改
正する条例

南丹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 18 年南
丹市条例第 229 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
（定員） 第2条 団員の定員は、 <u>1,350人</u> 以内とす る。 2 機能別団員の定員は、前項に規定する 定員のうち、 <u>150人</u> 以内とする。 3・4 （略）	（定員） 第2条 団員の定員は、 <u>1,450人</u> 以内とす る。 2 機能別団員の定員は、前項に規定する 定員のうち、 <u>300人</u> 以内とする。 3・4 （略）

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。